

## 納期限

今月の納期限は5月31日(木)です

- ◇軽自動車税(全期)
- ◇介護保険料(5月分)

## くらしの相談

### ◇心配ごと相談

- 時** 毎週水曜日  
13:00~16:00
- 場** 福祉センター3階
- 問** 御坊市社会福祉協議会  
☎0738-22-5490

### ◇人権相談

- 時** 毎週月曜日~金曜日  
8:30~17:15
- 場** 和歌山地方法務局御坊支局
- 問** 全国共通人権相談ダイヤル  
☎0570-003-110
- ※毎週火曜日9時から16時は、  
人権擁護委員が常駐しています。

### ◇御坊・日高常設法律相談所

- 時** 毎週木曜日  
13:30~16:00
- 場** 財部会館
- 問** 和歌山弁護士会  
☎073-422-5005
- ※事前予約が必要です。  
※30分で5,000円程度の  
相談料が必要です。

### ◇行政相談

- 時** 5月9日(水)  
13:00~15:00
- 場** 福祉センター3階
- 問** 防災対策課  
☎0738-23-5528

### 行政相談委員

- くぼり しゅうじ  
久堀 修二 氏  
☎0738-23-2229
- てらさき すずこ  
寺崎 鈴子 氏  
☎0738-22-2152

## 国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

所得が少ないときや失業等により国民年金保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。

過去2年まで遡って免除申請できます。

**申請月の2年1カ月前の月分まで遡って免除申請ができます。**ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

①免除(全額免除・一部免除)制度

本人、配偶者、世帯主それぞれ、申請年度の前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険

料の全額または一部が免除となります。

※一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。

②納付猶予制度  
50歳未満(※)の方で、本人、配偶者それぞれの、申請年度の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

③学生納付特例制度  
学生の方で、本人の申請年度の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

**申・問** 国保年金課 年金係  
☎0738・23・5530

## 年金相談会(5月・6月)をご利用ください!

年金記録の確認、年金の請求、年金見込額の試算など、国民年金・厚生年金についての相談・手続をお受けしますので、ご利用ください。

なお、相談を希望する方は、田辺年金事務所お客様相談室への電話予約が必要です。

1か月前からできます。

**時** ①5月17日(木)  
②6月21日(木)  
10時~11時30分  
13時~15時

**場** ①市役所3階会議室  
②市役所2階会議室

**電話予約方法**

自動音声による案内が流れます。「最初の案内でプッシュボタン①を押して、次の案内でプッシュボタン②を押す。」か、「自動音声案内終了後に職

員が応答するまでお待ちください。」

**電話予約先**  
田辺年金事務所  
お客様相談室  
☎0739・24・0435  
国保年金課 年金係  
☎0738・23・5530

## 5月は「消費者月間」です!

「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が昭和43年5月に施行され、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

### 平成30年度の統一テーマ

『ともに築こう 豊かな消費社会 誰一人取り残さない』

複雑巧妙化する悪質な訪問販売や電話勧誘などの手口に「何かおかしい」と思っても、

「相談する人がいない」「どこに相談すればいいのかわからない」等、一人で問題を抱え込んでしまうケースがたくさん報告されています。地域での見守り、支えあう心のつながりが大切です。消費者トラブルは、一人で悩まず相談しましょう!

**問** 日高地域消費生活相談窓口  
☎0738・52・5288

消費者ホットライン  
いちゃ 188  
☎(局番なし)

